

平成28年(行コ)第7号 原審 平成25年(行ウ)第8号  
控訴人 T 外4名  
被控訴人 今治市長菅良二

## 控訴理由書 (1)

2016年 2月 日

高松高等裁判所 御中

控訴人

上記1名をのぞく控訴人ら3名の訴訟代理人  
弁 護 士

### 目次

第一、「争点1について」の判決の公正さの欠如と事実誤認・理由不備・齟齬 .....	2
1、「争点1について」の判示 .....	2
(1)判示①の事実誤認、理由不備・齟齬 .....	3
(2)判示②の原告主張の捏造と事実誤認、理由不備・齟齬 .....	4
(3)判示③④の事実誤認、理由不備・齟齬 .....	5
第二、「2 認定事実」の記載内容の公正さの欠落と事実誤認 .....	5
1、「2 認定事実」の記載内容の公正さの欠落 .....	5
2、公正さを欠く記載の詳細 .....	6
3、不公正な「審議結果の記載」の目的 .....	8
4、本件教科書の評価等 .....	9
第三、「4 争点6について」の判決の事実誤認・理由不備・齟齬 .....	10
1、「争点6について」の「(1)本件支出行為の違法性」の判示 .....	10
(1)判示⑤の事実誤認・理由不備・齟齬 .....	12
(2)判示⑥の事実誤認・理由不備・齟齬 .....	12
(3)判示⑦の事実誤認・理由不備・齟齬 .....	13
(4)判示⑧の事実誤認・理由不備・齟齬 .....	15
(5)判示⑨の事実誤認・理由不備・齟齬 .....	15
(6)判示⑩の事実誤認・理由不備・齟齬 .....	17
(7)判示⑪の事実誤認・理由不備・齟齬 .....	18
(8)判示⑫の事実誤認・理由不備・齟齬 .....	20
結語 .....	20

## 原審判決の不公正さと事実誤認、理由不備・齟齬

原審判決(以下「判決」という。)は、以下に示すように、司法に求められる公正さを著しく欠く。また、判決は、真実の発見に不可欠な客観的事実の基礎を欠く事実誤認が多数ある。そのことにより、判決理由には、不備と齟齬がある。よって、判決を破棄するしかない。

以下、これらの概要を述べる。その詳細は、後日、控訴理由書の補充ないし準備書面を提出する。以下、控訴人らを原告らという。

### 第一、「争点1について」の判決の公正さの欠如と事実誤認・理由不備・齟齬

#### 1、「争点1について」の判示

判決は、「第3 裁判所の判断」の「争点1について」(13~14頁)で、次のように判示している。

##### 1 争点1について

(1) 住民訴訟(法242条の2)は、地方財務行政の適正な運営を確保するために、法が特別に出訴を認めた民衆訴訟である。かかる趣旨及び性質に鑑みれば、住民訴訟の対象は、法242条1項に列挙した財務的処理を直接の目的とする行為又は事実に限られる(最高裁昭和62年(行ツ)第22号平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44卷3号431頁参照)。

(2)ア そこで、検討するに、本件管理行為は、物品を利用するという事実行為であるところ、その実質は、今治市教育委員会の委員らが教科書を選定するにあたって、自己の意見を形成したり意見を表明して他の委員と議論したりする際の参考に資するという点にある(後記2(2)ウ)。すなわち、本件管理行為は、教育行政を適正かつ円滑に行う目的でなされたものであって、本件資料の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする「財産の管理」(法242条1項)ではない(原告ら、以下これを「判示①」という。以下同じ。)

イ 原告らは、本件資料の教育的価値ないし知的財産的価値に着目し、本件資料を利用する行為(本件管理行為)が「財産の管理」(法242条1項)である旨主張する。しかし、財務的処理を直接の目的とする「財産の管理」とは、これを怠ることで、当該財産の価値の減少分に応じた損害が生じる性質のものをいうところ、本件管理行為によって、本件資料の教育的価値ないし知的財産的価値に相当する損害が今治市に発生していないことは明らかである(このことは、原告らが、本件資料の印刷費相当額を損害と捉え、その教育的価値ないし知的財産的価値の減少分を算定していないことにも表れている)。よって、原告の上記主張は、採用できない(以下これを「判示②」という。)

- (3) したがって、本件管理行為を対象とする請求⑤及び⑦に係る訴えは、法242条1項に列挙していない事項を対象としており、住民訴訟の類型に該当しない訴えとして不適法である。そして、このように、請求⑤及び⑦は、住民訴訟の類型に該当しない不適法な請求である以上、これらの請求権自体も法242条1項が管理を怠る対象として規定する「財産」には該当しない。したがって、請求⑤及び⑦を怠ることの違法確認を求める請求①及び③も、住民訴訟の類型に該当しない不適法な訴えであるといえる(以下これを「判示③」という。)
- よって、本件管理行為(請求①、③、⑤及び⑦)に係る訴えは、その余の争点を判断するまでもなく、却下を免れない(以下これを「判示④」という。)

### (1)判示①の事実誤認、理由不備・齟齬

本件資料とは、「平成24年度使用教科用図書調査研究資料」(以下「資料①」という。)及び「平成23年度 今治市教科用図書選定委員会 審議結果報告書」(以下「資料②」という。)並びに「平成24年度使用教科用図書調査報告書(学校集計用)」(以下「資料③」という。)であり、これは、地方自治法237条1項の「財産」である。

本件資料は、下記の目的のために公的手続きを経て作成された教育価値情報(無体物)が、紙(有体物)という媒体物に文字言語が固定(具現化)したものであり、それは、今治市教委に著作権(地方自治法238条5項)がある観念的な存在の著作物(著作権法2条1項。地方自治法238条の「公有財産」。無体物。)であり(詳細は、原告ら準備書面(43))、この教育価値情報(無体物)が、白紙の紙(有体物)という「物品」に、コピー機をとおして、紙にその情報(無体物)が、固定したものを教育委員らに配布されたものである。

本件資料を詳細に述べれば、教育価値情報(無体物)の文字言語が固定している媒体物の紙(披控訴人答弁書:2012年7月3日付によれば、A4サイズ1箱2500枚が1212円で1枚:0.49円を物品として購入。)は、地方自治法239条の「物品」であり、この紙に無体物のコピー機により複写(コピー機使用料は、1枚で0.89円)することで教育価値情報が固定したものである。固定した教育価値情報(著作物)は、地方自治法238条の「公有財産」である。そして、本件資料の本質は、当然ながら、物品としての媒体物(有体物)の紙ではなく、教育価値情報(著作物)である。

本件資料の作成目的の趣旨は、「採択は、発行されている多数の教科用図書のなかから、その地域、学校、児童生徒に最も適したものを選択し、最終的には、その採択権者の所管する学校において共通に使用されるもの一種を決定する行為であり、教育専門的知識経験と判断を必要とする。〔略〕教育専門的な立場から適切な判断を行うことができるような組織を定める必要がある。都道府県の教育委員会の附属機関として、選定審議会を設けることとしたのは、この趣旨である。」(『逐条解説 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』144頁)である。ゆえに、教育職員免許法に基づく各教科の専門的知識を有する教育職員免許を持つ教員らが、公的手続きを経て各教科ごとに選任され、その教員らが、定められた調査項目に基づき、担当教科の教科書を調査研究し、それをまとめた報告書として作成された公文書としての資料①である。

以上のように特に本件資料①という著作物は、今治市情報資産の管理運用に関する規則における同規則2条9号のデータファイルに該当し、同11号の情報資産(データ

ーファイルを紙という媒体物に固定したもの)である(詳細は、準備書面(43))。このように、本件資料は、学校で使用される「机」「椅子」といった有体物の「物品」とは異なり、有体物である紙に囚われがちとなるが、本件資料の本質は、無体物の著作物である教育情報にある。

「利用」とは、広辞苑(第5版)によれば、「利益になるように物を用いること。役に立つように用いること。」とある。よって、本件資料を利用するということは、本件資料の作成目的の教科書の調査研究に基づく教育価値情報が文字言語として紙に固定している教育情報財産を「利益になるように物を用いること。役に立つように用いること。」が求められる。つまり、本件資料の利用とは、無体物である教育情報価値を維持し、保全し、適正かつ効率的に管理運用することが、本件採択における財務会計行為として求められる。

ところが、判示①では、「本件資料の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする「財産の管理」(法242条1項)ではない」と判示している。「ある絵がキャンバスに描かれている場合、絵という著作物とキャンバスという物(民法85条)の所有権との関係が問題になる。著作物は観念的な存在(情報)であり、所有権の対象たる物(キャンバス)とは別個の存在である」(中山信弘:東京大学名誉教授。『著作権法(第2版)』(有斐閣)同243頁。原告準備書面(43)7頁)とあるように、物品と情報財産である著作物との違いなど情報資産ないし著作物に関する知識・認識不足による事実の基礎をなす事実誤認があり、判示の理由に不備・齟齬がある。つまり、本件採択において、本件資料の財務会計行為としての「財産の管理」に違法及び怠る事実があることは明白である。

## (2)判示②の原告主張の捏造と事実誤認、理由不備・齟齬

「財務的処理を直接の目的とする『財産の管理』とは、これを怠ることで、当該財産の価値の減少分に応じた損害が生じる性質のものをいうところ、本件管理行為によって、本件資料の教育的価値ないし知的財産的価値に相当する損害が今治市に発生していないことは明らかである(このことは、原告らが、本件資料の印刷費相当額を損害と捉え、その教育的価値ないし知的財産的価値の減少分を算定していないことにも表れている。)」と判示②している。

しかしながら、原告準備書面(44)の5～7頁において、「1、本件著作物の情報を固定する『媒体物』の『紙』の複写料金」、「2、本件著作物を作成する経費」、「3、『本件著作物』の『情報財産』としての『教育的情報資産価値』金額」と述べ、印刷費は、単に教育的価値情報が紙という媒体に固定している紙の複写代金であり、前記したように、本件資料の本質は、無体物である教育財産情報としての価値にあると主張している。また、原告準備書面(44)の10～13頁で本件資料の無体物である教育財産情報価値の金額を試算し、合わせて、著作権法第114条の5(相当な損害額の認定)の規定「著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。」を引用し、損害額の認定を裁判所に求めている(準備書面(44)12～13頁)。

以上のように、判示②の「本件資料の印刷費相当額を損害と捉え、その教育的価値ないし知的財産的価値の減少分を算定していないことにも表れている」との記載は、明白に事実の基礎を欠く誤認があることに止まらず、原告らの主張とは異なることを捏造している。

そして、この事実誤認に基づき、「よって、原告の上記主張は、採用できない」との判示には明白な理由不備・齟齬がある。

### (3)判示③④の事実誤認、理由不備・齟齬

この判示③④は、前記した判示①②の事実に基づく公正な判示を欠き、かつ事実の基礎を欠く誤認があり、理由不備・齟齬がある。

なお、判示④の後に、「その余の争点を判断するまでもなく、却下を免れない」と判示している。その余の争点として、争点2の「監査請求前置を欠いた不適法な訴えか否か」がある。しかし、判決では、この点にまったく触れていない。しかしながら、住民訴訟は、「監査請求前置主義」を規定しているから、当然ながら、この規定を満たしていないのであれば、この点を理由に訴えを却下することになるのであるから、それを行っていない判決は、争点2の「監査請求前置主義」の規定を満たしているとの認識をしていると解される。

## 第二、「2 認定事実」の記載内容の公正さの欠落と事実誤認

### 1、「2 認定事実」の記載内容の公正さの欠落

原審判決の「2 認定事実」の「(2)本件採択」の「イ」において、本件資料の(ア)「平成24年度使用教科用図書調査研究資料」(以下「資料①」という。)、(イ)「平成23年度 今治市教科用図書選定委員会 審議結果報告書」(以下「資料②」という。)、(ウ)「平成24年度使用教科用図書調査報告書(学校集計用)」(以下「資料③」という。)、(カ)「平成24年度使用中学校教科書調査報告書(学校集計用)」(以下「資料④」という。)の本件資料についての説明を次のように記載している(15～16頁)。

(ア)「平成24年度使用教科用図書調査研究資料」(甲7)は、調査員が、「内容の選択」「内容の程度」「組織・配列・分量」「学習指導への配慮」「造本・その他」の5つの観点から、調査対象の出版社(歴史・公民は各7社)の各図書の調査研究結果をまとめた資料である。

(イ)「平成23年度今治市教科用図書選定委員会審議結果報告書」(甲8)は、調査員の報告(上記(ア)を含む。)を受け、候補の出版社(歴史は3社、公民は4社)の図書について審議した結果をまとめた資料である。

本件教科書に対する審議結果については、「学習内容の定着を図るために、表現活動を通して学習をまとめたり、重要な事項を年表に書き込んだりするページが設けられるなど、基礎的・基本的な知識及び技能が身に付くよう配慮されている。宇和島藩の藩政改革等の事項も取り上げられている。(教員5/67・保護者3/27が支持)」「(歴史)」「社会的事象を解説したコーナー「理解を深めよう」が設けられるなど、内容は系統的・発展的に構成されている。松山市や内子町などの資料が掲載されている。各ページに語句の解説が掲載されるなど、基礎的・基本的な知識及び技能が身に付くよう配慮されている。(教員2/68・保護者2/29が支

持)」(公民)と記載されている(下線は、原告。これを以下「審議結果の記載」という。)

(ウ)「平成24年度使用中学校教科書調査報告書(学校集計用)」(甲9)は、調査員が教員に対して実施したアンケートのうち、支持した出版社の数字を、学校別に集計したものである。

(エ)「平成24年度使用中学校教科書調査報告書(学校集計用)」(甲10)は、調査員が教員及び保護者に対して実施したアンケートのうち、出版社別のコメントを、科目別に記載したものである。

上記のように、資料①、資料③、資料④は、単に各資料の説明を記載しているだけである。ところが、資料②は、その資料の説明の後に「審議結果の記載」がある。下記が、資料②の証拠甲8号証の3枚目の社会(歴史)である。この証拠甲8号証が示すように、「審議結果の記載」は、今治市教育が、採択した育鵬社だけの評価の記載であり、東京書籍と教育出版の評価は記載されていない。

つまり、資料①、資料③、資料④については、教科書の評価を記載していないが、資料②のみ、育鵬社の評価をだけを記載している。以上のように、資料の記載は、ある目的に沿って選択されているという極めて公正さを欠いている。

## 2、公正さを欠く記載の詳細

下記は、準備書面(22)に掲載した資料①の調査員らによる各教科書の評価である(準備書面(9)(21)(75)でも掲載)。このように、今治市教委が、採択した育鵬社版教科書の評価は、低い。

①資料 歴史教科書の調査研究評価一覧表							
	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
順位	1位	2位	4位	3位	3位	6位	5位

その理由は、資料①(証拠甲7号証の2枚目)の下記の証拠の育鵬社に対する「偏って歴史観が伺われ、生徒の心身の発達段階や生徒の生活や経験及び地域性に対して配慮されているとは言い難い面もある」との批判的な評価という事実に基づく。しかし、この点については、資料②の「審議結果の記載」とは異なり、資料①に記載されていることは、一切記載せず、認定事実から除外するという公正さを欠く認定事実がある。

この選択の目的は何であろうか。

教科名(社会歴史)

調査要素	具体的な観点	東書	育鵬社
A 内容の選択	<p>ア 「教育基本法」や「学習指導要領」、「今治市教育委員会基本方針」になっているか。</p> <p>イ 学習指導要領に示されている教科及び分野の目標・内容に照らし、適切なものが選択されている</p>	<p>○ 目標・内容等に照らし、様々な資料等が適切である。</p>	<p>○ 目標・内容等に照らし、様々な資料等が適切である。</p>
B 内容の程度	<p>ア 内容は、生徒の心身の発達段階に適合しているか。</p> <p>イ 内容は、生徒の生活や経験及び地域性に対して配慮されているか。</p>	<p>○ 内容は、生徒の心身の発達段階によく適合している。</p> <p>○ 内容は、生徒の生活や経験及び地域性に対して、多様な事例を紹介しており、見学及び調査ができるようによく配慮されている。</p>	<p>○ 内容は、おおむね適切であるが、備った歴史観が伺われ、生徒の心身の発達段階や生徒の生活や経験及び地域性に対して配慮されているとは言い難い面もある。</p>

下記は、資料③の評価順位である。なお、判示文との関係で、資料番号は、準備書面(22)とは異なる。ここでも今治市教委が、採択した育鵬社版教科書の評価は低い。

③資料 平成24年度使用中学校教科用図書調査報告書学校集計・歴史表							
	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
教員希望順位	1位	2位	5位	3位	4位	5位	4位

それは、下記の資料③の証拠甲10号証の3枚目にある各学校の社会科の教員の「資料少ない。使いにくそう」との指摘の事実に基づく。ここでも、資料②の「審議結果の記載」とは異なり、資料③に記載されていることは一切触れられず、認定事実から除外するという公正さを欠く認定事実がある。

資料③証拠甲10号証の3枚目↓

社会 (歴史)	東書	(教) サイズが大きく、みやすい。資料が大きい。解放令・四民平等○ (教) 資料多い。版が大きくなって見やすい。
	教出	(教) 各ページの「トライ」が良いと思った。
	清水	(教) 世界との関連がくわしい。 (保) 字体が少しつこく、読みにくい。
	帝国	(教) 言葉の説明は少し多い。四民平等×
	日文	(教) 資料が大きく豊富 身分制○身分制度○四民
	自由社	(教) 古代が少しくわしすぎる。さらっと民分 (教) 資料少ない。使いにくそう。 (保) 文章がおもしろい。
	育鵬社	(教) 文字が少し多い気がしました。四民平等× (教) 資料少ない。使いにくそう。 (保) 文章がおもしろい。

下記は、資料②の教科書の評価順位で、ここでも今治市教委が、採択した育鵬社版教科書の評価は、3社中3位と最も低い。

資料② 第2回選定委員会会議における歴史教科書の評価表							
	東京	教育	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
答申順位	1位	2位					3位

下記が、前記した資料②の「審議結果の記載」が書かれている証拠である。ここで、はじめて、育鵬社をある程度評価する記載があるのみである。しかも、このような評価は、準備書面である述べたように、今治市教委が作成した資料にはない評価であり、それは、愛媛県教委が作成した資料に存在するものである。それが、なぜ、審議結果として、掲載されているのか。つまり、審議結果を反映したものにはなっていない。つまり、小田委員長らは、職権を濫用し本件教科書を採択させようとし、これを受け入れた事務局職員(相手方村上憲仁)が、いわば、捏造した記載であることを準備書面で追及し、原告らは、本件違法採択に加担したとして、その損害の賠償を求めている相手方村上憲仁が、記載したそれが、「審議結果の記載」である。いわば、本件教科書の評価において争いがある資料の記載のみを特別に取り出して、「認定事実」として記載している。

以上のように、「認定事実」は、極めて公正さを欠いているという事実がある。

証拠甲8号証の3枚目の社会(歴史) ↓

#### 4 社会科(歴史)

- (1) 調査対象教科用図書出版社数 7社  
 (2) 選定候補教科用図書

選定候補教科用図書	東京書籍・教育出版	育鵬社・東京書籍
(3) 審議結果		
東京書籍	製本サイズはA B判(ワイド)であり、資料や図表が大きくて見やすく、生徒の興味・関心を高めるのに有効である。また、単位時間ごとに学習した内容を確認したり、深めたりする課題が設けられ、言語活動を深めるのに適している。歴史的な見方や考え方を身に付けさせる工夫がよくなされている。(教員 37/67・保護者 10/27 が支持)	
教育出版	小単元の学習タイトルが生徒の学習への興味・関心を喚起させるものである。また、大きな歴史の流れの中で本時の学習の位置を分かりやすく示す工夫がなされている。学習のまとめが充実しており、基礎・基本の定着に有効である。(教員 13/67・保護者 5/27 が支持)	
育鵬社	学習内容の定着を図るために、表現活動を通して学習をまとめたり、重要な事項を年表に書き込んだりするページが設けられるなど、基礎的・基本的な知識及び技能が身に付くよう配慮されている。宇和島藩の藩政改革等の事項も取り上げられている。(教員 5/67・保護者 3/27 が支持)	

### 3、不公正な「審議結果の記載」の目的

つまり、判決文の「認定事実」の「審議結果の記載」は、資料①～④のなかから、唯一、育鵬社版教科書の記述内容を批判的に記載していない文言を選び出し、多数ある育鵬社版



教科書の記述内容の問題点を指摘する文言は、一切排除しているという恣意的な選別を行い、それを「認定事実」としている。

このように、恣意的に厳選した「認定事実」の「審議結果の記載」を行った目的は何であるのか。それは、本件資料にある教育情報のなかから、本件教科書の教育的評価を高めるといふ本件資料の本質にある教育価値情報を判決の「認定事実」という方法で改ざんしているということになる。その目的は、今治市教委が、本件資料(教育価値情報)を無視した採択を行ったこと、つまり、本件資料の本質である教科書の教育評価情報を無視し、評価の低い本件育鵬社版教科書を採択したという財務会計行為上の違法を覆い隠すための選別である。

ここまでのあからさまな恣意的行為は、司法に求められる公正・中立の放棄であり、もはや正当な判決とはいえず、違法というほかない。

当然ながら、前記したように、恣意的な事実の基礎を欠く誤認に基づく「認定事実」である。

#### 4、本件教科書の評価等

「(3)本件教科書の評価等」のなかに次の記載がある。

- (イ) 本件教科書は、「新しい歴史教科書をつくる会」から分裂した「日本教育再生機構・教科書改善の会」が作成したものであるところ、両会が作成する図書に対しては、皇国史観、侵略戦争の肯定、国家主義の重視といった右派の主張が盛り込まれているとの批判もある(甲30)。

以上のように、「本件教科書は、『新しい歴史教科書をつくる会』から分裂した「日本教育再生機構・教科書改善の会」が作成したものである」と判示している(以下「判示⑦」という。)。このように判示した理由及び証拠の説明がない。しかしそれは、原告らが、準備書面(20)、同(40)でこの点をるる述べ多数の証拠を示した事実に基づくものであろう。分けても、「日本教育再生機構・教科書改善の会」(背後に最大の右翼組織の日本会議)などが、本件教科書の「採択を推進する団体と同一の構成」であると愛媛県及び県教委が認識し、それを理由に、「建国記念の日奉祝愛媛県実行委員会からの後援申請について」に対して、奉祝大会の後援を承認しなかった理由とする証拠79号証及び同80号証が、その決め手となったのであろう。

また、本件教科書を「皇国史観、侵略戦争の肯定、国家主義の重視といった右派の主張が盛り込まれているとの批判もある」との評価を(甲30)としている(以下「評価⑦」という。)。証拠甲30号証は、元中学校社会科教員の「意見書」(育鵬社版歴史教科書『新しい日本の歴史』及び育鵬社版公民教科書『新しいみんなの公民』が「生徒たちが使う教科書として適切でない」ことについて)である。

以上の判示⑦及び評価⑦は、原告らが、るる主張し、立証してきたことである。たとえば、判示⑦が意味することとは、日本教育再生機構は、本件教科書の共同事業社であり、同機構が、独占禁止法に抵触する他の教科書の誹謗中傷を行っていること、あるいは、同機構は、本件教科書の共同事業であるから、同機構の採択活動は、自社の教科書の営業活動であり、採択活動として、議会や教育委員会に対する行動は、独占禁止法に抵触するということになる(詳細は、準備書面(9)、(20)、(40))。今治市教委が、本件教科書を採択することは、そのような違法行為を行っている同機構が作成した本件教科書を採択してい

るということで、原告が主張してきたことである。つまり、本件採択が違法であることの要因を判示⑦は、認めているということである。

評価⑦の証拠の「意見書」のタイトルが、「育鵬社版歴史教科書『新しい日本の歴史』及び育鵬社版公民教科書『新しいみんなの公民』が『生徒たちが使う教科書として適切でない』ことについて」であるから、この評価⑦が意味することは、本件教科書が、生徒たちに適切な教科書ではないことを認めることになる。そのことは、本件採択が、違法であることの一つ重要な要因である。

すると、判示⑦及び評価⑦は、本件採択が著しく合理性を欠き、今治市の判断に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があることの一つの証明・証拠である。ところが、なぜか、下記の判示⑨のように「本件採択が著しく合理性を欠くとは認められない」とある。つまり、下記の判示⑨などには、判決における判示⑦及び評価⑦と自己矛盾を来すように、事実の基礎をなす事実誤認、理由不備・齟齬があることを示している。

### 第三、「4 争点6について」の判決の事実誤認・理由不備・齟齬

#### 1、「争点6について」の「(1)本件支出行為の違法性」の判示

原審判決の「争点6について」の「(1)本件支出行為の違法性」(19～21頁)において、次のように述べ、そして、判示している。

#### 4 争点6について

##### (1)本件支出行為の違法性

ア(ア) 法242条の2第1項4号に基づき、請求⑥の「当該職員」に損害賠償責任を問うことができるのは、当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる(以下「判示⑤」という。)

(イ) 今治市による本件支出行為に先立ち今治市教育委員会による本件採択がなされているところ、原告らは、本件採択が違法であるがゆえに本件支出行為も違法であるかのように主張する。そこで、地方教育行政における市と教育委員会の関係について検討するに、教育委員会は、教育行政について広範な権限を有する一方、地方公共団体の長は、教育行政に必要な財務会計上の事務に限り権限を有する(地教行法23条、24条等)。このような権限の分配関係に鑑みれば、長は、教育委員会による本件採択が著しく合理性を欠き、その判断に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない壞症がある場合でない限り、先行行為の判断を拒むことは許されないというべきである(最高裁昭和61年(行ツ)第133号平成4年12月15日第二小法廷判決・民集46巻9号2753頁参照)。そして、このことは、今治市長及び会計管理者の権限を専決された当該職員についても、同様に判断することになる(以下「判示⑥」という。下線原告。)

(ウ) また、原告らは、教科書の採択が、教員用に購入する教科書及び指導書の落

札行為に該当するため、本件採択自体が、本件図書購入に係る支出負担行為であるとも主張する。しかし、教育委員会による教科書の採択は、種目ごとにどの出版社の図書にするかを決定するのみであって、教員用の教科書及び指導書を購入する必要は事実上生ずるにすぎず、購入冊数や購入先を決定するものでもない。そうすると、本件採択を本件図書の落札行為と同視することはできず、本件採択自体が本件図書の購入に係る支出負担行為であるとの原告らの主張は、採用できない(以下「判示⑦」という。)

イ そこで、上記ア(イ)を踏まえて判断するに、次の(ア)及び(イ)のとおり、本件採択が著しく合理性を欠き、今治市の判断に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるとは認められない(以下「判示⑧」という。)

(ア) 選定委員会の答申が今治市教育委員会の判断を拘束しないことは、教科書の採択が教育委員会の専権であること及び今治市教科用図書選定委員会規約(甲12)の規定からも明らかである。そうすると、今治市教育委員会が、選定委員会や本件資料が一番高く評価する図書を選ばなかったことが、直ちに本件採択を違法とするものでないことは明らかである。また、本件教科書は、当時、文部科学大臣の検定を経て、今治市教育委員会によって採択されたものであるところ、同検定は、教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標に照らし適切なものか否かを審査している。そして、選定委員会の審議結果(甲8)も、本件教科書を採択することが教育行政の観点から問題があるとするものではない(前記2(2)イ(イ))。かかる事情に鑑みれば、今治市教育委員会が本件教科書を採択したことが、一見明白に違憲、違法であるとは認められない。さらに、本件採択は、地教行法の規定に基づいて行われており(前記2(1)ア及び同(2)ウ)、手続において一見明白な違法もない。したがって、本件採択が著しく合理性を欠くとは認められない(以下「判示⑨」という。)

(イ) また、上記(ア)の点を仮に措くとしても、本件支出行為当時、今治市立中学校の生徒には、既に平成23年8月30日の採択に基づいて平成24年度の教科書(本件教科書を含む。)が無償給付され、どの科目(種目)の教員も、同年度の授業・指導の準備を行っているから、本件図書に限って購入しないことは、円滑な教育行政の遂行の点から現実的な方法でもない。そうすると、平成24年4月以降、今治市が教員用の教科書及び指導書に係る財務会計行為をしないことが、全科目(種目)はもちろん、歴史・公民のみであっても、同市立中学校の教育に混乱を招き、生徒の学習に支障を生じさせる事態を招くことは、容易に想像できる。このような事情を併せ考えると、本件支出行為を行う旨の今治市の判断に、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるとは、認められない(以下「判示⑩」という。)

ウ さらに、原告らは、今治市教育委員会事務局総務課による本件図書の購入を要求する行為が、本件支出行為(うち支出負担行為)であるかのように主張する。しかし、支出負担行為は、直接的に支払義務の発生を目的とする契約その他の行為をいうところ、購入要求はこれに該当しないから、これに反する原告らの主張は、

採用できない(以下「判示⑪」という。)

(2) 以上により、本件支出行為をした職員が財務会計法規上の義務に違反したとは認められないから、本件支出行為は違法な財務会計行為とはいえない(以下「判示⑫」という。)

よって、請求②及び⑥は、その余の要件につき判断するまでもなく、理由がない。

### (1) 判示⑤の事実誤認・理由不備・齟齬

イギリスでは、租税承認権をめぐる、国王に対抗する議会の権限が発展し、1215年のマグナ・カルタにおいて、国会の同意なくして国王は課税できないという原則が定められ、1689年の権利章典では、租税の徴収のみならず、その用途についても、国会の統制の下におかれるものとなった。また、フランスにおいても、1789年の人権宣言において、「すべての市民は、自身でまたはその代表者により公の租税の必要性を認識し、これを自由に承諾し、その用途を追求し、かつその数額・基礎・徴収および存続期間を規定する権利を有する」(14条)と規定している。さらに、アメリカにおいても、「代表なければ課税なし」のスローガンにみられるように、イギリス本国による一方的課税が独立革命をひきおこす源になったとされる立憲財政主義の歴史がある。

このような歴史を経て制定された日本国憲法であるが故に、地方自治法242条で住民監査制度を、地方自治法242条の2で住民訴訟の規定を定めるなどの立憲財政主義を取り入れている。ゆえに、最高裁は、住民訴訟の趣旨を次のように判示している。

「財務会計上の違法な行為又は怠る事実が究極的には当該地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害するものであるところから、これを防止するため、地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として、住民に対しその予防又は是正を裁判所に請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを自的としたものである」(最高裁昭和53年3月30日第一小法廷判決・民集32巻2号485頁参照)。

日本国憲法の前文には、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と主権者の福利(利益・権利)と行政の「権力の行使」(権限)との関係の原理を謳っている。

ところが、判示⑤は、この主権者(住民)の福利に反し、また、事実の基礎を欠く事実誤認、理由不備・齟齬がある。

### (2) 判示⑥の事実誤認・理由不備・齟齬

判示⑥の下線の部分で、「原告らは、本件採択が違法であるがゆえに本件支出行為も違法であるかのように主張する。」と原告の主張を「本件支出行為も違法であるかのように主張する」と記載している。しかし通常、「本件支出行為も違法であると主張する」と客観的な文言で記載するであろうが、前記のように、判決文を作成した裁判官らの主観を投影した文言になっている。

それは、原審判決の「第3 裁判所の判断」の「争点1について」の判示②の原告主張

の捏造、前記の恣意的に厳選した「認定事実」の「審議結果の記載」と同様に、原告及び被告の主張・立証を公正かつ客観的に判示することを求められている裁判官らの立ち位置から逸脱していることを示す証拠事実である。

つまり、裁判に求められる公正さの欠落し現し、公正な判示であると到底いえない。

また、「地方教育行政における市と教育委員会の関係について検討するに、教育委員会は、教育行政について広範な権限を有する一方、地方公共団体の長は、教育行政に必要な財務会計上の事務に限り権限を有する(地教行法23条、24条等)。このような権限の分配関係に鑑みれば、長は、教育委員会による本件採択が著しく合理性を欠き、その判断に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない壞症がある場合でない限り、先行行為の判断を拒むことは許されないというべきである(最高裁昭和61年(行ツ)第133号平成4年12月15日第二小法廷判決・民集46巻9号2753頁参照)」と述べているが、この最高裁の事例を本件に当てはめることができないとする原告らの主張の準備書面(14)などを一切検討せず、それを採用しない理由も不存在である。

しかも、「地方教育行政における市と教育委員会の関係」に基づく最高裁判決を理由に、本件採択が、戦前の反省に基づく戦後教育制度の核である教育行政による教育内容に対する不当な介入であるとの違法行為を免罪することには、「木を見て森を見ず」の典型であり、そのようなことは到底許されないことをる述べてきたとりである(詳細は準備書面(14)などなど)り、判示⑥には、判決のための真実の発見のために不可欠な事実の基礎を欠く誤認があり、それに基づく理由不備・齟齬がある。

### (3)判示⑦の事実誤認・理由不備・齟齬

財務会計行為における採択行為は、自治体が、購入する教科書を決めることであり、公共入札制度上の行為に当たることを準備書面(21)などである主張・立証してきたりである。

つまり、国が売買、貸借、請負いその他の契約をする際には、(ア)一般競争入札 (イ)指名競争入札 (ウ)随意契約 (エ)せり売り の4種類のうち、いずれかの方法によって締結することを会計法29条の3項で定めており、今治市は、今治市契約規則第1条では、「この規則は、法令又は他に特別の定めがあるもののほか、本市が行う売買、貸借、請負その他の契約に関し必要な事項を定め」ている。そして、本件図書購入は、下記の証拠甲14号証の2枚の「4 単独随契約理由」が示すように、今治市契約規則第47条第1項4号により、単独随契約である。

なお、今治市契約規則第47条第1項4号は、次のとおりである。

第47条 市長は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書(別記様式第1号)を提出させなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1人の者から見積書を提出させることができる。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、特別の理由があるとき。

↓ 証拠甲14号証の2枚

1 購入理由	
平成23年8月30日の教育委員会において、平成24年度中学校使用教科書が採択され、それに伴い、必要となった教師用教科書を購入いたしたい。併せて指導書についても、教科書の内容と学習指導要領との関係を理解し、効果的な授業を行うために購入いたしたい。	
なお、上記のほか、教員増員や教科書・指導書の破損等により、新規購入が必要となった場合についても購入することといたしたい。	
2 品名	中学校教師用教科書・指導書
3 購入相手方	別紙のとおり（教科書・指導書取次供給所一覧）
4 単独随契理由	
教科書の販売については、「教科書の発行に関する臨時措置法」第11条の規定により、教科書の定価販売が文部科学省から認可されている。	
また、その教科書の販売については、都道府県ごとに概ね1社の「特約供給所」（卸業者）が選定されており、愛媛県では「愛媛県教科図書（株）」が選定されている。	
「特約供給所」は、各出版社と県内の教科書販売の取次ぎ契約を行う一方、県内各市町の各中学校ごとに「取次供給所」を選定し契約を行っている。	
「教科書指導書」についても教科書に準じて取扱う契約がなされており、価格が統制されていること、取扱い業者が選定されていることから、単独随契いたしたい。	
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
今治市契約規則第47条第1項第4号	
5 購入予定額	中学校教科書 400,413円
購入内訳	中学校指導書 14,841,015円
	計 15,241,428円
	（内訳は別紙のとおり）

つまり、本件採択行為は、本件図書を購入の直接の原因である。また、教科書という特殊性から、「単独随契約理由」に記載されているように、教科書の定価販売が文科省から認定され、価格競争は、存在せず、しかも、教科書の販売は、都道府県ごとに「特約供給所」が選定されており、愛媛では「愛媛県教科図書（株）」が選定されている。その「特約供給所」は、各出版社と県内の教科書販売の取次ぎ契約を行い、県内各市町の各中学校ごとに「取次供給所」を選定し、契約を行っている。つまり、購入先も採択前から契約により決定されている。そのうえで、たとえば、本件社会科の歴史及び公民教科書の購入冊数も、社会科担当教員に不可欠であることから、事前に実体的に購入冊数も決まっている。つまり、「教育委員会による教科書の採択は、種目ごとにどの出版社の図書にするかを決定するのみであって、教員用の教科書及び指導書を購入する必要は事実上生ずるにすぎず、購入冊数や購入先を決定するものでもない。」との判示は、教科書という特殊な商

品の流通と販売の形態に対する認識不足により、事実の基礎を欠く事実誤認がある。

よって、「本件採択を本件図書の落札行為と同視することはできず、本件採択自体が本件図書の購入に係る支出負担行為であるとの原告らの主張は、採用できない」との判示⑦には、判決のための真実の発見のために不可欠な事実の基礎を欠く誤認があり、それに基づく理由不備・齟齬がある。

#### (4) 判示⑧の事実誤認・理由不備・齟齬

「上記ア(イ)を踏まえて判断する」とあるが、先に述べた判示⑥の事実誤認、理由不備・齟齬が、まず、存在する。そのうえで、下記の判示⑨及び判示⑩の事実誤認、理由不備・齟齬に基づくことで、「本件採択が著しく合理性を欠き、今治市の判断に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるとは認められない」との判示⑧にも判決のための真実の発見のために不可欠な事実の基礎を欠く事実誤認があり、それに基づく理由不備・齟齬がある。

#### (5) 判示⑨の事実誤認・理由不備・齟齬

判示⑨において、「選定委員会の答申が今治市教育委員会の判断を拘束しないことは、教科書の採択が教育委員会の専権であること及び今治市教科用図書選定委員会規約(甲12)の規定からも明らかである。」ことを前提にするが、この前提に事実の基礎を欠く誤認があり、理由不備・齟齬がある。

たとえば、「教科書の採択が教育委員会の専権」であるとする。「専権」とは、具体的には、教科書採択の権限は教育委員会の権限であるとして、教育委員会の構成員である委員らの独自の評価に基づき採択することを意味するであろうが、そのようなことの明文化された法令は存在しない。つまり、「専権」と判示する法的根拠は存在しないばかりか、教育条理及び戦前の反省に基づく戦後教育原理からも、そのようなことはあり得ない(詳細は、浪本勝年日本教育法学会・理事、元立正大学教授の「意見書」)。

採択の対象となる教科書は、「中学校用教科書目録(平成24年度使用)」(証拠甲13号証)に記載された国語(国語・書写)、社会(地理的分野・歴史的分野・公民的分野・地図)、数学、理科、音楽(一般・器楽合奏)、美術、保健体操、技術・家庭(技術分野・家庭分野)、外国語の9教科、15分野、66種の合計131点である。社会科だけでも地理的分野:4冊、歴史的分野:7冊、公民的分野:7冊、地図:2冊の教科書が採択の対象となる。使用する教科書を決めるためには、最低限の条件として、各教科書を比較するなどの精読が不可欠である。しかし、現実には、そのための時間は限られ、それは、事実上不可能であることを「委員が全て教科の教科書に目を通すことは、物理的に無理であると思います」(第9回教育委員会会議録 証拠甲20号証)と認めている(詳細は、準備書面(9)17頁)。

生徒たちが使用する特定の教科書を選定するためには、当然ながら、各教科の専門的知識や教育実践経験が不可欠である。しかし、教育委員らは、教員経験もなければ、全教科の専門的知識を有していない。つまり、教育委員らが、特定の教科書を選び、採択するために必要である基礎的な現実上の条件を満たしていない(詳細は、準備書面(9))。このような現実を前提に、「専権」とすることなどはあり得ない。

つまり、「専権」との判断することは、事実の基礎を欠く事実誤認がある。ゆえに、「今治市教育委員会が、選定委員会や本件資料が一番高く評価する図書を選ばなかったことが、直ちに本件採択を違法とするものでないことは明らかである」と断定することなどできない。つまり、この断定にも事実誤認、理由不備・齟齬がある。

「本件教科書は、当時、文部科学大臣の検定を経て、今治市教育委員会によって採択されたものであるところ、同検定は、教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標に照らし適切なものか否かを審査している。そして、選定委員会の審議結果(甲8)も、本件教科書を採択することが教育行政の観点から問題があるとするものではない(前記2(2)イ(イ))。かかる事情に鑑みれば、今治市教育委員会が本件教科書を採択したことが、一見明白に違憲、違法であるとは認められない。」と判断している。

文科省は、次のように検定を行う必要を説明し、これが検定を行う目的であり法的利益である。

#### 「教科書検定の必要性

小・中・高等学校の学校教育においては、国民の教育を受ける権利を実質的に保障するため、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などが要請されています。文部科学省においては、このような要請にこたえるため、小・中・高等学校等の教育課程の基準として学習指導要領を定めるとともに、教科の主たる教材として重要な役割を果たしている教科書について検定を実施しています。」(文科省のホームページより)

つまり、「全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保」が、検定に関する法規が法的に保護しようとしている利益である。一方、採択を行う理由及び法的利益は、検定を経た(合格した)教科書のなかから、「当該採択地区ないし各学校の教育の実態に即した適正な内容の教育を受ける」ための教科書の選定、つまり採択であり、これが、採択における法的利益である。つまり、「全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保」した教科書のなかから、「個々の多様なニーズに即して、使用する教科書を選択」することである。このように、検定と採択では、その目的及び法的利益が180度異なる(詳細は、準備書面(51))。

よって、「検定は、教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標に照らし適切なものか否かを審査している」から、「本件教科書を採択することが教育行政の観点から問題があるとするものではない」との結論を導き出すことはできない。ましてや、文部科学大臣の検定を経ていることを、本件教科書を採択した違法性の免罪理由やその違法を軽減する理由にならない。つまり、事実誤認がある。

また、原告らは、検定に合格していても、本件教科書の記載には、歴史の事実と反する歪曲があり、誤りがあり、憲法や子どもの権利条約に反する記載が多々ある事実と変わりはない。このことを前記したように、判決の「認定事実」は認めている。そのこと、つまり、本件教科書は、生徒たちに不適切な教科書であり、そのような教科書を採択することは、生徒らの教育権を保障する教育委員会の責務と反するところ原告らは、主張し、立証しているとおりである。

よって、「本件採択は、地教行法の規定に基づいて行われており(前記2(1)ア及び同(2)ウ)、手続において一見明白な違法もない」と断定することは、事実の基礎を欠く事実



誤認があり、理由不備・齟齬がある。

したがって、「本件採択が著しく合理性を欠くとは認められない」との判示⑨には、真実の発見のために不可欠な事実の基礎を欠く事実誤認があり、その事実誤認に基づく理由不備・齟齬がある。

#### (6) 判示⑩の事実誤認・理由不備・齟齬

以上の理由から、判示⑩の「上記(ア)の点を仮に措く」ことなどは論外であり、許されない。

また、「本件支出行為当時、今治市立中学校の生徒には、既に平成23年8月30日の採択に基づいて平成24年度の教科書(本件教科書を含む。)が無償給付され、どの科目(種目)の教員も、同年度の授業・指導の準備を行っているから、本件図書に限って購入しないことは、円滑な教育行政の遂行の点から現実的な方法でもない。」との判示も真実の発見のために不可欠な事実の基礎を欠く誤認に基づく理由不備・齟齬がある。

つまり、原告らは、証拠甲19号証のように、本件採択の前に、独占禁止法に抵触する違法行為を行っている団体の会員である小田委員長が、公共入札である本件採択に委員長として採択審議に参加しないように辞任などを求め、また、市長宛の「小田教育委員長による不正公共落札(採択)の是正を求める要請書」(採択前の8月16日)を求め、さらには、住民監査請求(今治市長は、今治市教委らが、今年8月の臨時教育委員会において、不正・違法・不公正な落札(採択)を行おうとしていることに対して、小田委員長が関与する教科の教科書を入札・落札商品から除外するか、小田委員長が、小田委員長が関与している教科の教科書の審査及び落札行為に関与しないなどなどの是正を求める措置を速やかに講じること。)を8月16日に提出していた。


そのうえで、原審判決の「第2 事案の概要」の「2 前提事実」には、「原告らは、平成24年2月29日、今治市監査委員に対し、本件採択の取消し、本件採択後の本件図書の購入の差止め、本件教科書内容及び本件採択の手続の点検・審査等の措置、仮に本件図書が購入された場合には購入費の返還を求める住民監査請求をした(甲1)(以下「第1監査請求」という。)。同監査委員は、同年3月14日付けで、住民監査請求に馴染むものとはいえないとして、原告らの請求を却下し、同日頃、原告らに対し、その旨の通知をした(甲2)。」との記載が示しているように、原告らは、生徒たちに教科書が給付される前に、本件教科書が違法に採択される可能性が極めて高く、本件教科書が子どもたちに適切ではないことなどからの理由から、「本件採択の取消し」などを求めていた。ゆえに、今治市及び市教委が、適切な措置を講じておれば、本件教科書が、生徒たちに給付されておらず、代わりに最も評価の高い東京書籍が、給付されていたのである。よって、「同市立中学校の教育に混乱を招き、生徒の学習に支障を生じさせる事態を招くことは」存在しなかったのである。ゆえに、「このような事情を併せ考えると、本件支出行為を行う旨の今治市の判断に、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない壊疵があるとは、認められない」との判示⑩は、違法な採択と不適切な教科書を生徒たちに強要している違法状態という「混乱」を合法化することであり、司法の使命の放棄であり、社会通念に反するものである。そして、公正な判決のための真実の発見のために不可欠な事実の基礎を欠く誤認があり、それに基づく理由不備・齟齬がある。

(7) 判示⑪の事実誤認・理由不備・齟齬

下記の被告証拠乙2号証10枚目(教育総務課:近見中学校)、18枚目(教育総務課:桜井中学校)、28枚目(教育総務課:北郷中学校)、38枚目(教育総務課:大西中学校)は、本件教科書の購入のための各中学校の「用品調達請求書兼支出負担行為書」である。

証拠乙2号証10枚目↓(教育総務課:近見中学校)  
用品調達要求書兼支出負担行為書 24 一般

(兼支出内訳書)

決裁区分	調	市長	副市長	部長	課長	課長	出先の長	教育総務課
調	調							近見中学校 (651032)
合議・意見	要求日付		平成24年 4月 20日		要求番号		410043640 -00	
	決裁日付		平成24.4.20		負担行為番号		-	
要合議事項	用途		教師用教科書 他 1件 授業用(追加発注分)		要求時予算残額		4,446,263円	
1. 予算計上外	限度額		1,782円					
2. 要予算流用	年度	平成 24 年度	繰越区分	現年	科目通番	007446		
会計	01 一般会計	事業	0001 - 6801 - 01	学校運営費 学校運営		発注日付		24.4.20
款	10 教育費	説明	01 消耗品費			納期		年 月 日
項目	03 中学校費	納入場所	近見中学校					
節	01 中学校管理費							
節	11 需用費							
細節	01 消耗品費							
見積(納入)業者 (A5000000033)	住所		今治市中日吉町2丁目5番25号		契約方法		調達担当者	
氏名	今治越智教育用品有限公司		本村 幸三様		<input type="checkbox"/> 見積額は協議による <input type="checkbox"/> 別紙見積書による <input checked="" type="checkbox"/> 単契(平成 年 月 日単価契約済) <input type="checkbox"/> 見積金額は契約金額とする 契約特記事項(下記)			
電話番号	0898220862							

証拠乙2号証18枚目↓(教育総務課:桜井中学校)  
用品調達要求書兼支出負担行為書 24 一般

(兼支出内訳書)

決裁区分	調	市長	副市長	部長	課長	課長	出先の長	教育総務課
調	調							桜井中学校 (651034)
合議・意見	要求日付		平成24年 4月 3日		要求番号		410053318 -00	
	決裁日付		平成24.4.-3		負担行為番号		-	
要合議事項	用途		教師用教科書「国語」 1件 教師用		要求時予算残額		5,597,772円	
1. 予算計上外	限度額		761円					
2. 要予算流用	年度	平成 24 年度	繰越区分	現年	科目通番	033434		
会計	01 一般会計	事業	0001 - 6801 - 01	学校運営費 学校運営		発注日付		24.4.-3
款	10 教育費	説明	02 消耗品費			納期		年 月 日
項目	03 中学校費	納入場所	桜井中学校					
節	01 中学校管理費							
節	11 需用費							
細節	01 消耗品費							

証拠乙2号証28枚目↓(教育総務課:北郷中学校)  
**用品調達要求書兼支出負担行為書** 24 一般

(兼支出内訳書)

決裁区分	調	市長	副市長	部長	課長	要	決定	課長	出先の長	教育総務課 北郷中学校 (651037)
丁	達					要				
合議・意見		要求日付		平成24年 4月 10日		要求番号		410054472 -00		
		決裁日付		平24.4.10		負担行為番号		-		
		用途		教科書 他 7件 教師用		要求時予算残額		5,977,994 円		
		要合議事項		1. 予算計上外 2. 要予算流用		限度額		7,577 円		
年度	平成 24 年度		繰越区分	現年	科目通番	007446				
会計	01 一般会計		事業	0001 - 6801 - 01		学校運営費 学校運営		発注日付		
款項	10 教育費			01 消耗品費						
目節	03 中学校費		01 中学校管理費				納期			
目節	11 需用費		01 消耗品費				年 月 日			
細節	01 消耗品費		納入場所		北郷中学校					

証拠乙2号証38枚目↓(教育総務課:大西中学校)  
**用品調達要求書兼支出負担行為書** 24 一般

(兼支出内訳書)

決裁区分	調	市長	副市長	部長	課長	要	決定	課長	出先の長	教育総務課 大西中学校 (651040)
丁	達					要				
合議・意見		要求日付		平成24年 4月 1日		要求番号		410049704 -00		
		決裁日付		平24.4.-1		負担行為番号		-		
		用途		教師用教科書 他 7件 教師用		要求時予算残額		4,464,832 円		
		要合議事項		1. 予算計上外 2. 要予算流用		限度額		4,261 円		
年度	平成 24 年度		繰越区分	現年	科目通番	007446				
会計	01 一般会計		事業	0001 - 6801 - 01		学校運営費 学校運営		発注日付		
款項	10 教育費			01 消耗品費						
目節	03 中学校費		01 中学校管理費				納期			
目節	11 需用費		01 消耗品費				平成24年 4月 9日			
細節	01 消耗品費		納入場所		大西中学校					

判示⑩に、「平成24年度 教師用教科書・指導書の購入申込みについて」(証拠甲14号証)に基づき、「原告らは、今治市教育委員会事務局総務課による本件図書を購入を要求する行為が、本件支出行為(うち支出負担行為)であるかのように主張する」とある。今治市教育委員会事務局総務課の「平成24年度 教師用教科書・指導書の購入申込みについて」は、「本件図書を購入を要求する」行為であり、「支出負担行為は、直接的に支払義務の発生を目的とする契約その他の行為」であるから、「平成24年度 教師用教科書・指導書の購入申込みについて」の行為は、この「購入要求書」であり、「支出負担行為」に該当しないと判示している。

しかしながら、上記の証拠乙2号証10枚目の「用品調達請求書兼支出負担行為書」

(教育総務課:近見中学校)、同18枚目の「用品調達請求書兼支出負担行為書」(教育総務課:桜井中学校)、28枚目の「用品調達請求書兼支出負担行為書」(教育総務課:北郷中学校)、38枚目の「用品調達請求書兼支出負担行為書」(教育総務課:大西中学校)が示すように、いずれも「支出負担行為」を行っている。つまり、今治市教育委員会事務局処務規則17条に基づき、教育総務課の所属の教育機関が、今治市会計規則第122条の「課長等は、物品を購入し、又は修繕しようとするときは、用品調達要求書兼支出負担行為書……により契約課長に要求しなければならない」に基づき、教育総務課(教育機関)が、「支出負担行為」を行っている事実がある。

よって、「原告らは、今治市教育委員会事務局総務課による本件図書を購入を要求する行為が、本件支出行為(うち支出負担行為)であるかのように主張する」ことは、事実であり、「支出負担行為は、直接的に支払義務の発生を目的とする契約その他の行為をいうところ、購入要求はこれに該当しないから、これに反する原告らの主張は、採用できない」との判示⑩には、事実の基礎を欠く誤認があり、理由不備・齟齬がある。

学校教育課は、今治市教育委員会事務局処務規則第3条2項10号(教科書その他の教材に関すること)に基づき、本件教科書採択の事務を行った。会計法の原則に基づき、採択の事務を行った学校教育課が、本件図書の購入に関する財務会計行為を行う必要がある。ところが、本件図書の購入を今治市に要求する行為と「支出負担行為」をその学校教育課ではなく上記証拠が示すように教育総務課(教育機関)が行っている点は、今治市会計規則122条に違反する。したがって、違法な当該要求及び「支出負担行為」による本件支出行為も違法な財務会計行為となる。

#### (8) 判示⑫の事実誤認・理由不備・齟齬

つまり、「本件支出行為をした職員が財務会計法規上の義務に違反したとは認められないから、本件支出行為は違法な財務会計行為とはいえない」と判示⑫は、上記で明らかにしたように事実誤認がある。つまり、本件支出行為をした職員は、財務会計法規上の義務に違反があり、本件支出行為には違法な財務会計行為がある。

よって、「請求②及び⑥は、その余の要件につき判断するまでもなく、理由がない」との判示には、事実誤認、理由不備・齟齬があり、本件請求②及び⑥について本件賠償請求を怠る事実がある。

#### 結語

原審判決の結語は、「以上の次第で、原告らの請求①、③、④、⑤、②及び③に係る訴えは不適法であるからいずれも却下し(主文第1(1)項、第2項、第3(1)項、第4項)、原告らのその余の請求(請求②及び⑥)は、いずれも理由がないから棄却することとし(主文第1(2)項、第3(2)項)、訴訟費用につき行訴法7条、民訴法61条、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する」とあるが、以上のように、原告らの主張を捏造し、しかも、事実認定において著しく公正性を欠き、真理の発見に不可欠な事実の基礎に欠く誤認が多数あり、その事実誤認に基づく理由不備・齟齬がある。よって、判決を破棄するほかない。

以上